

京都市告示第311号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、京都市国際交流会館の指定管理者を次のとおり指定します。

平成22年12月3日

京都市長 門川大作

- 1 施設名称 京都市国際交流会館
- 2 所在地 京都市左京区栗田口鳥居町2番地の1
- 3 指定管理者 財団法人京都市国際交流協会
- 4 指定期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

(総合企画局国際化推進室)